

## JBSA事故防止対策特別規則

### 目的

1. この規則は、JBSA が主催する競技に適用する。

### 誓約書の提出

2. 競技に参加する選手は、登録の際に、ブラインド選手を含む全員がレース委員会に誓約書(本規則の最後に添付)を提出しなければならない。

### 出場停止の罰則

3. 衝突・接触事故を起こしたチームは、主催者から、翌日の大会又は次回の大会に出場停止の罰則を受けることがある。

### 風速によるリミット

4. 瞬間最大風速 10m/s(20 ノット)を越える場合で、レース委員長がレースを行うことが困難と判断した場合、セーリング競技規則 27.3 を適用する。

### 報告書

5. レースに参加した艇のサイテッド・タクティシャン/スキッパーは、1日のレース終了後、レース委員会に報告書(レース委員会指定の用紙)を提出しなければならない。

### ダメージ・デポジット

6. ダメージ・デポジットの徴収については、金額その他、その大会の実行委員会が決める。ダメージ・デポジットは衝突・接触事故の修理代にあてるが、修理代がこれを越えた場合は、原則として、関係のチームが話し合い等により修理代を負担しなければならない。

### 保険

7. オーナーの保険は使用しない。  
大会実行委員会が参加者の費用負担で保険を掛けることもある。

### **サイトッド・タクティシャン/スキッパーの乗船位置の制限**

8. RC(レース・コミッティ)がQ旗を揚げた場合は、サイトッド・タクティシャン/スキッパーはブラインド・ヘルムスの近くにおいて、すぐにティラーを取れるようにしなければならない。

### **レース中止について**

9. 大きな衝突事故が起きた場合は、大会会長の判断で大会そのものを中止することがある。

### **講習会の実施**

10. 艇長会議の前または後に、衝突を防止するための安全講習会又は安全会議を実施する。

(以下別紙)

## 誓約書

大会名 \_\_\_\_\_ 選手権

大会会長 \_\_\_\_\_ 殿

1. セーリング競技規則及び JBSA 事故防止対策特別規則を遵守することを誓います。
2. レース中の衝突・接触事故により艇に損傷を与えた場合、当方の責任の度合いに従い弁償いたします。
3. 衝突の危険がある場合、権利艇であっても必ず回避行動を行います。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

注: ブラインドセイラーについてはサイトッドセイラーの代筆を認める。その際は代筆者のサインも同時にすること。

チーム名 \_\_\_\_\_

氏名(直筆) (代筆) \_\_\_\_\_

氏名(直筆) (代筆) \_\_\_\_\_

氏名(直筆) (代筆) \_\_\_\_\_

氏名(直筆) (代筆) \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_